

## 沖縄ルポⅢ 南島の婚姻

別府大学文学部人間関係学科

教授 富吉 素子

### ① はじめに

2004年度の日本の婚姻率は全国平均が5.7（人口千人対）であり、沖縄は6.4である。離婚率の全国平均は2.15であり、沖縄は2.72である。婚姻率は全国2位であり、離婚率は全国1位で最も高い。日本の中で最も高い。

このようなデータを付さずとも、一般的に沖縄は出生率が高く、婚姻率および離婚率が高いことはよく知られている。そこで、ここでは、沖縄においては婚姻率・離婚率がなぜ高いのか、南島（沖縄）の婚姻の歴史的、風土的背景を中心に述べてみたい。また、長い歴史の中では、ある時期、婚姻の自由が制限され、村の若者たちが必死でこれを守り、一部には逆に、これに抵抗した者もいた時代があったということを検証したい。

#### I. 歌舞と自由結婚

ながい間、沖縄の婚姻は歌舞と相携えた自由結婚によるものであった。奥野彦六郎が『沖縄婚姻史』の中でこう述べている。「八重山群島から沖縄群島にかけての南島では、近年まで、ムラごとに行われた歌舞と結婚の間には密接な関係が認められた。…歌舞の担い手は単に若い男女に限られていたものではなく、ムラの老若男女がムラをあげて、歌い踊っていたのである。このような環境のなかで、若い男女の恋が芽生え、そこから結婚に導かれてゆくのに、何の不思議もないのである」。このように自然にめぐまれた環境の中で人々は歌舞を楽しみとし、そしてその中から恋人を見つけていくのであった。また、当時の沖縄は、古代日本でも行われていた「妻問婚」もしくは「訪妻婚」が多かったから、生まれた子は母親と

ともにおり、後年父親のもとへ母親ともども移動することとなる。子どもたちは幼いころは母親の実家で暮らすことも多く、そのことは現在でも離婚した母親たちが子を引き連れて帰郷し、子を実家に預けて働きに出たりすることと関係があるのではないだろうか。

歌舞とともにめばえる恋、そして結婚へ導かれるのであるが、その過程はゆるやかであり、「出会い」の場から、周囲の者に承認されていく過程について注目したい。

沖縄の歌舞について奥野は「旧藩末期以降のいわゆる近代に着目してみると、当時は僻遠の地ほどムラをあげて老若男女が全体的に歌舞を行う傾向があり、若いものだけのものとしては顕著ではなかった」という。そして八重山から宮古では歌舞が若者だけのものではなく、形の上ではムラ人全部が参加するものから分かれてはいなかったことを指摘している。しかし、沖縄本島では「神事の歌舞、中央上層の歌舞、ムラの歌舞、若い男女の歌舞の間には、はっきりした分化がみられ、…歌舞が弾圧されればされるほど、若者だけの歌舞はますます盛んになった」。ムラ人すべてが参加し、踊るのはムラ祭りや行事のときのみであり、先島のように機会さえあれば歌い踊り続けるということとはなかったという。

明治の半ば以降、歌舞への弾圧が厳しくなって



多くの自然の中に横たわる巨岩

からは、周囲の目を気にして、ムラの境界線あたりに集まり、男は泡盛、女は肴を持ち寄って、一番鳥が鳴くころまで乱舞したところが多かった。明治の半ばというのは沖縄の人々にとっては庶民生活が激変した時期であった。法や制度は従来のものから日本のものにとって代わり、たとえば、「標準語使え、ヤガマヤーやモーアシビをやめよ、ナラビツしてはいかぬ」などといわれ、かくれて遊んだ者は集会の席で説諭され、罰金・違約金をとられたという。女たちは、昼は畑仕事や機織をこなし、夜になるとヤガマヤー（夜業場）に集まりよなべをした。男もそこに加わり、女の夜の仕事が終わると雑魚寝をする習わしのところもあり、夜業の本来の意味の「ヤガマヤー」がときとして性関係を連想させるようになり、歌舞の意味も変化した。

さて、ヤガマヤーの語源は何であろうか。金城朝永は「方言く屋小（ヤグワー）」の義であり、この複合語の義が忘れられた頃に、さらにくヤ（屋）がついてくヤガマヤ」という語が使用されるようになったらしい」といっている。なぜ「屋」が「小」であるかといえ、その頃の12、3歳位の嫁入り前の娘たちが、毎晩のよなべ仕事の場所として選ぶのは大抵やもめ暮らしの小母さんの離れ座敷であったから、この「はなれ」を「母屋」に対して「小」といったと思われる。娘たちはその恩返しとして母屋の手伝いをしたり、季節の野菜を持って行ったりしたのだが、「こんな家が各部落に数十年前（1974年記—筆者注）までは少なくとも1軒くらいはあったが、今では中頭郡の与勝半島付近にいかねばみられなくなってしまった」。この「離れ」には娘たちだけが集まったから、若者たちも集まるようになり、歌や踊りや三味線で楽しむうち、そのなかで気の合った男女どうしが婚姻へ至ったものと思われる。このように与勝半島付近が古来からの性風俗、婚姻への慣習をもっとも遅くまで残した地域であったようである。

歌舞は文字通り「歌い踊ること」であるが、これは当時の沖縄では何と呼ばれていたのであろうか。それを表す語は地域によって一様ではなく、国頭の金武では「アシビ」、島尻の具志頭や宮古では「ミヤラビ」、国頭の大宜味や八重山では「ユウアサビ」などといった。各地で語が異なる

ように遊び方も、また必ずしも一様ではなかった。

いずれにしても、このような自然の中で引き継がれてきた歌舞やヤガマヤーの風習が、沖縄の人々の自由な男女の交際の意識を育み続けたといえるのではないかと思う。

このようにして進展していく男女の交際は、その後は結婚に向けてどのような経過をたどって行くのであろうか。沖縄中部での1990年代後半の聞き取りを記したい。（年齢は聞き取り当時のままである）。

## II. 訪問婚と母処婚

B集落のY氏は56歳で現在は夫婦と実母と娘の4人暮らしである。Y氏は4人キョウダの長男であり、妹が3人いた。Y氏が24歳のとき現在の妻T子さんと親密になった。当時はイモばかり食べ、貧しかった。たとえば、何かの式典などがムラ内であっても、着ていく背広がないので、同じような仲間と浜辺に出て魚釣りをしたり、三味線を弾いて見えないところで時をすごしたという。イモばかりの生活で朝食がすむとまもなく「ハラがすいてたまらなかつた。次の食事がいつも待てなかつた」、というほどの貧乏であった。現在の家電製品に囲まれた豊かな暮らしは、ほんの12、3年前からのことだという。ムラ内でも海外に出稼ぎに行った家族がいる家はそこからの送金で家が「上向き」、また「ジームッチャー」（土地持ち）は土地を国や県に貸して「ご飯が食べられた」が、普通は生活がたいへんであった。そういう貧しさの中で同級生のT子さんと親密になった。当時はY氏宅は、南方で戦死した父が欠けた後の家族構成であり、家には母、オジ、オバそれに3人の妹たちがいたから、すぐに結婚できる状況ではなかつた。しかし、T子さんの実家の了承を得る必要があつたから、酒2合をアルミの水筒に入れて一人でT子さん宅を訪れた。「サキグワニンゴウでイナグングワイーラリンドウ」（酒2合で娘がもらえるよ）と話してくれた。「ウンズナータ、イナグングワ、イーラチクミソランナ」（あなたの家の娘さんをわたしにください）といって頼んだそうである。許可が下りると、その場で両親代わりの姉夫婦と酒を酌み交わし「滞りなく」婚約が成立した。それからはT子さん宅に通えるようになり、

その後、Y氏のオジ、オバが他出した後に、Tさんを嫁に迎えたという。このT氏の「通い」の間を訪問婚という。

Y氏はその後、土木工事やホテルの観光船のパイロットなどをしていたが、現在は半農半漁で生活していると聞く。Y氏は今でも地区の祭りや集まりがあるときは三味線を弾き、踊りも披露している。Y氏もまた、歌舞により結婚にいたった人の一人である。

ここで、訪問婚は母処婚に結びつくことに触れておきたい。

一例として、与那国島では、昔は妊娠することが結婚の第一の条件だったという。妊娠することによって当の男女の結合が公認されたという。しかし、子ができたからといってすぐに妻が夫の方に引き移るのではなくて、子が2～3人、場合によっては孫ができてから移ることもあった。つまり、子どもたちは母方の実家において母方の親族たちの手によって育てられる。その間の子どもの養育費は妻方でもち、夫は通い続ける。したがって、この時期の婚姻は「母処婚」であったといえる。

さて、このようにして結婚は段階的に徐々に成立していくわけであるが、「離婚」への過程はどのような状況が考えられたであろうか。伊波普猷は次のように言う。「結婚式が簡単すぎるせいか、離婚が多い。儀式を複雑にしたら、それが防げるような気がするが、どうだろうと、私の意見を求めた。…中略…若いうちは1、2年くらいで妻を取り替えるが、2、3回もそんなことをすると、もう落ち着いて大抵、一生続き、家庭も至って平和だとのことであったから、なまじっか都会の真似などしないで、成り行きに任せる方がいいような気がする」と答えた（『伊波普猷全集第五巻』）。

このように伊波氏も結婚・離婚が割合、安易に行われていたことを認めている。

このように自然環境に恵まれ、ヤガマヤーや歌舞が日常生活の中にとけ込んでいた沖縄であるが、ある時期婚姻に大きな規制があった。次には、その規制について述べたい。

### Ⅲ. 村内婚と村外婚

村外婚とは文字通り、村外の人との婚姻をいう。奥野はこれを「部落外婚」といい、『沖縄婚姻史』の中で次のように述べている。

西南諸島の部落内は、性愛の自由に花開き結ぶ楽土であったというならば、その外郭は荆棘をめぐらした地獄であった。内外の性関係は、そこでまったく遮断されていたとすることができる。

部落を越えて恋したものは、地獄をへだててむなしく天国を夢見るか、または血みどろになってそこを超えねばならなかった。だまってそこを通れば、奈落の底に突き落とされるのは明らかであるが、かといってあらかじめことわれば橋を渡しで貰えるわけでもなかった。

ここに述べられているように、部落外（村外）の者との恋愛、婚姻は厳しく規制され、その背景に「村内法」というものがあつた。内容はムラにより異なつたが、大筋では一致していた。「沖縄旧慣問切制度」（明治26年沖縄県庁編）でその内容を検討してみたい。それによると、内法の起因および沿革は詳らかではないが、その内容は、学事、農務など怠慢のもの、あるいは、風俗を紊す者、…貢租、公費未納者及び風水山・抱護山其の他山山仕立木討伐者あるいは作盗の如き罪科軽き者の取り締まりに起因したもののようである。

奥野は『南島村内法』の中で、村内法は「…琉球科律のような大法典の整備（18世紀末葉）よりもはるか前からあつたことであつた、また村内法こそは民の為にはもとより、全社会の統治上も旧藩末期までも、むしろ主要な法であつた…」として、ムラ締（ムラジマイ本来の語で自治法の意）の重点は「ムラの内部の平安・安定に関するものと、性ないし結婚についてのムラの対外関係とであつたといえる」としている。ここでこのような村内法の経過を考慮しつつ、村内法がなぜ「村外婚」を規制したかを述べる。

一例として、勝連問切の婚姻他に関する不文の部分についての調査結果（昭和2年、勝連村長調べ）は、以下のようになつている。

（勝連）親方集（ウヤカタズリー）は部落の親方即ち村治上の功績でチクドンペーチンの位をもらった者が集まり、掟（ウッチ）が議長となつて、農作物加害取締法などをき

め、また他部落間の境界（俗にハルゴウ）を確定し、なお俗にハルゴウムテンと称してその境界外の草や薪を採ることを禁じ、馬手間徴収法も親方集で協議決定し、実際徴収金額は二才などが（ニーセーガシラ二人のうち、一人が議長となり）決めた。昔は刑事事件は軽重に拘らず、親族または部落で処置した由。犯者（一個人）を所払いにしたこともある。人事上の争いにつき親方集で裁決したこともある由。

「婚姻」関係の内法は「馬手間徴収法も親方集で協議決定し」とだけなっているが、この点について述べると、「馬手間」は「ウマンダー」といい、他村他間切の者と結婚する場合の村人への支払いのことで、沖縄全体で行われていた。それは貢租との関係でムラから労働力が減少することを恐れた村人の知恵であった。

この馬手間が中部の勝連かつれんにおいてはどのくらいのものであったかは、民の「届出内法」としての間切内法に見ることができる。その中の「婚姻の部」には、村内はもとより村外といえども、姻粧銭（結納金）として20銭から40銭の間の額を男の方より女の方の村へ渡すこと、および村外の場合は馬酒料として1円を相手の女のほうの村へ渡すこと、そしてその馬酒料は村の青年部が支配すること等が記載されている。因みに1円は50貫であり、銅銭1000枚に相当したから、当時日常的に苦しい毎日を送っていた村人には簡単に払える金額ではなかった。そのことが村内婚に限定される最大の要因の一つであったと考えられる。村外婚の記述はないが、後に記す事例に見られるように厳しいものがあつた。

北部の羽地の内法では、村の婦女と村外の者との姦通が見つかり、男は取り押さえたうえで300貫文、女は100貫文を申し付けた。久志間切では同、男は1500貫、女は500貫文が申し付けられた。

このように他村他間切同士の男女の婚姻には、馬手間代、馬手間料が高額に要つた。羽地間切の項には、別に「村二才中へ朋友として焼酎壺升徴収致候事」と記されている。「村二才」つまり、村の若者たちが仲間の婚姻を管理していたから、このように他村人である婿を当村の二才仲間に仲間入りいりさせるための朋友開きの酒を出させて、結婚を許したのが馬酒であった。この馬酒や

馬手間（次に記述する身体的制裁の代金）などは若者組によって管理運営され、かれら自身の歌舞宴の酒代となつた。

また、届出内法には届けられてないが、通常は上記の身体的制裁を伴うことが多かつた。藩政時代には、村外人との交渉は、たとえ家で肯定しても、村人からみれば、其れは許しがたい密通で、当人たちは村からきつく、制裁された。

筆者の当時の調査では、身体的制裁よりも「村八分」の方が強かつたようである。「現在100歳位になる人が若いときには、隣部落の人と結婚すると村八分にされたと聞いている。特に暴力を振るわれたとは聞かなかつたが」との証言を得た。この点についての証言を得たく、調査を行った。その結果、厳しく規制されていた村外婚について、二つの事例の聞き取りができたので、報告をおこないたい。

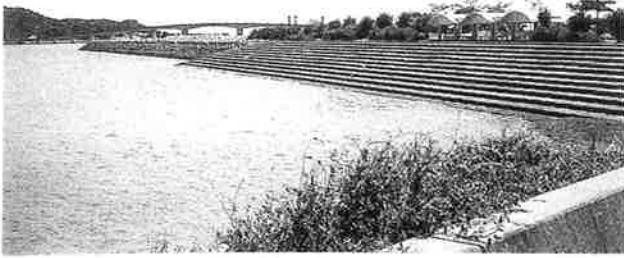
#### IV. 村外婚の事例

##### (1) 事例1

A村のE家のe男（明治5年生）は、あるとき隣B村F家のf子のみそめた（図1参照）。非常に美しい娘であり、B村のニーセーター（二才たち・青年たち）の憧れの的であつた。ある日、e男はf子をたずねてB村に行ったが、途中村の青年たちに見つかつてしまった。やつとの思いでF家に辿り着いたが、追つてはすぐそこまで来ている。家にいるところを見つければ、半殺しの目にあう。娘の母親は窮余の一策で、便所に押し込み、便壺の中に隠れるように言った。かれは、殺されることを思えば…と便壺に入り、母親は上からたちぎ（薪）をかぶせた。ニーセーターは家にやってきて隈なくさがしまわつたが、見つからないためにあきらめて引き上げていった。e男は夜になるのを待って、便壺から這い出し、海に入って身体を洗い清めたが、臭いはなかなか取れなかつたという。

それから二人の仲はニーセーターに知られることとなつた。ニーセーターはくやしがつたが、e男の熱心さに「それほど好き合っているのなら」と最後は二人を許した。村と青年団に馬酒を出して、f子は村を出た。村を出るときに、ニーセーターから、「子どもを生むなよ」と言われたという。

f子はA村に来て子を儲けることなく過ごし



B村とH村は今、橋で結ばれている

た。E家は財産家であったそうだが、子がないためe男はズリアシビ（遊郭通い）を始めた。ズリの間では「天願てんくわんの按司」と言われひっぱりだこであった。

E家は先代までシナ方面の貿易で非常に儲けていた。升で貨幣を量るほどの大もうけであったという。しかし、e男はズリアシビに溺れ、財産を一代で食い潰したという。B村のニーセーターから悔しがられて婚出したf子は、B村では暖かく迎えられた。f子はいたって元気で明るくそのジンプン（性格がよく、頭がよい）の良さから皆に慕われた。婦人会の会長をするなど婦人たちのリーダー的存在で活動的な日々を送った。B村の兄夫婦の義姉が病気で他界したため、残された三歳の娘（大正14年生）を引き取り、だいじに育てた。この娘はf子の姪にあたるわけである。娘は長じてA村の青年と結婚した。そして、語り手は、姪その人であった。顔立ちのよい美しいf子をしのばせる人である。

それにしても村内法を犯し便壺に隠れてまで想いを貫いたe男の情熱はどこに消えたのであろうか。

## （2）事例2

B村のG家のg男の父親は、B村の貢租（米俵やとうじみく穀類）を対岸の島H村に上納する役目であった。時はまだ地割制度の時代であった。地割制度とは、沖縄で旧藩時代から明治前期に至るまで土地の公有と、一定期間ごとの割替ないしは割当を骨子とする税制のことである。1737年から始まり、1903（明治36）年に終了したと考えられている。したがって、毎年B村でも割り当てられた土地に対する租税を納付する義務があり、その直接の上納場所が対岸の大きな島であった。

父親はある年、息子g男を同行し、仕事を覚えさせようとしていた。g男は渡った島で美しい

やらび（娘）i子に想いをよせるようになり、二人は相思相愛の仲となった。時あたかも村内婚の時代であり、海を隔てた他間切まきりの娘と会うのは至難の業であった。娘はジンプンがよく、夜暗くなると浜辺に出て火を燃やして合図した。合図があると青年はサバニ（小舟）を繰り出し、漕いで対岸の島まで娘を迎えに行った。そして夜の明けぬまに、再び娘をサバニで送って行った。

普通なら、相手の島のニーセーターに半殺しの目にあうところであったが、このケースは父親が村長であったため、そこまでの追及はなされなかったという。しかし、二人は明るい日の下では会うことができなかった。馬酒や馬手間のことが意識されていたと思われる。結果的に、半殺しの目にはあわなかったが、緊張を強いられる長い年月であったという（図1参照）。



図1. 婚入（嫁入）の方向

おわりに

南島の沖縄の恋愛や婚姻について習俗や制度から述べた。人々は自然に取り囲まれ、そこにもあるのは歌舞であった。村内においては自由に恋愛し、結婚した。そのことが現代の婚姻率の高さの背景にある。結婚の初期は母処婚的性格が強かったから、仮に夫婦に齟齬が生じると、夫婦は疎遠となり、夫婦関係は消滅する。そのことが現代の離婚率の高さの背景にあると思われる。一方、村外との交際はご法度であり、それを破ったものはきびしい制裁が待っていた。それは、地割制度との関連で村を守るためでもあり、青年たちの果たす役割は大きかった。

現代は、制度的な枠はなくなり、文字通り、恋愛・結婚は自由になった。そのこともまた、沖縄の婚姻と離婚を促進しているように思われる。